

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

令和4年9月28日

水 曜 日

第4989号

目 次

規 則

- | | |
|----------------------------------|---|
| ○富山県総合雪対策推進会議規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則 | 2 |

告 示

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ○道路の区域変更 | |
| ○道路の供用開始 | 4 |
| ○指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出 | 5 |
| ○土地改良事業計画変更の認可 | |

公 告

- | | |
|---------------------|---|
| ○物品等の売却に係る一般競争入札の実施 | 6 |
|---------------------|---|

~~~~~  
**規 則**  
~~~~~

富山県総合雪対策推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月28日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第39号

富山県総合雪対策推進会議規則の一部を改正する規則

富山県総合雪対策推進会議規則（昭和60年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2年」を「3年」に改め、同条に次の1項を加える。

- 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

令和4年9月28日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 304号	南砺市荒木3001番1から 南砺市荒木3001番1まで	変更前		最大 39.2 最小 9.2	120.0	砺波土木 センター
		変更後		最大 46.7 最小 9.2	120.0	
一般国道 304号	南砺市荒木30番から 南砺市高宮32番5まで	変更前		最大 32.4 最小 16.0	32.8	砺波土木 センター
		変更後		最大 35.8 最小 16.0	32.8	
一般国道 304号	南砺市高宮3001番1から 南砺市高宮3001番2まで	変更前		最大 24.1 最小 6.9	40.0	砺波土木 センター
		変更後		最大 52.1 最小 6.9	40.0	
一般国道 304号	南砺市荒木5526番3から 南砺市荒木3001番1まで	変更前		最大 28.8 最小 7.0	131.0	砺波土木 センター
		変更後		最大 36.9 最小 8.9	131.0	
県道 砺波福光線	南砺市荒木5460番3から 南砺市荒木5454番2まで	変更前		最大 18.6 最小 12.5	25.8	砺波土木 センター

		変更後		最大 23.4 最小 16.0	25.1	
県道 臼中福光線	南砺市高宮3002番1から 南砺市高宮28番2まで	変更前	A	最大 20.1 最小 7.1	752.8	砺波土木 センター
		変更後	A	最大 20.1 最小 7.1	752.8	
			B	最大 39.9 最小 16.0	539.8	

富山県告示第326号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年9月28日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 304号	南砺市荒木5526番3から 南砺市荒木3001番1まで	令和4年9月28日	砺波土木 センター
県道 砺波福光線	南砺市荒木5460番3から 南砺市荒木5454番2まで	令和4年9月28日	砺波土木 センター

富山県告示第327号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求め
るための届出について

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求め
るための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、漁船損害等補償法施行令第5条第2項に規定する指定漁船調書は、富山県農林水産部水産漁港課及び黒部加入区にあっては黒部市生地中区 365番地、くろべ漁業協同組合において、新湊加入区にあっては射水市八幡町一丁目1100番地、新湊漁業協同組合において、令和4年9月28日から令和4年10月12日まで縦覧に供する。

令和4年9月28日

富山県知事 新 田 八 朗

発起人の氏名及び住所	加入区	その他
能登 繁 黒部市生地 108番地 小幡 孝治 黒部市浜石田 129番地30	黒部加入区 黒部市一円の区域	くろべ漁業協同組合 に対し、漁船損害等 補償法第 113条第 1 項の申出をする。
高井 光二 高岡市下牧野89番地 4 塩谷 久雄 高岡市中曽根 797番地 1	新湊加入区 射水市一円（本江 を除く。）及び高 岡市一円（太田及 び渋谷を除く。） の区域	新湊漁業協同組合に 対し、漁船損害等補 償法第 113条第 1 項 の申出をする。

富山県告示第328号

土地改良事業計画変更の認可について

庄川沿岸用水土地改良区連合から申請のあった土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、令和4年7月29日認可した。

令和4年9月28日

富山県知事 新田 八朗

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年9月28日

富山県知事 新田 八朗

1 入札に付する事項

- (1) 売却物品等の名称及び数量
救助工作車富山88た1090 1台
- (2) 売却物品等の機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 引渡期限
令和4年11月30日
- (4) 引渡場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及

び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和4年9月28日から令和4年10月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

令和4年10月14日（金） 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

令和4年10月21日（金） 午前11時00分

(2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年9月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 売却物品等の名称及び数量
消防ポンプ車富山88ぬ1872 1台
- (2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

令和4年11月30日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和4年9月28日から令和4年10月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

令和4年10月14日（金） 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

令和4年10月21日（金） 午前11時30分

(2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入

札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
 - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

